

# 令和2年度 部活動運営基本方針について

古川中学校

## 1 学校教育における部活動のとらえ方

- (1) 教育課程外の学校教育活動とする。
- (2) 本校の教育目標（自主・自律・協働）具現のための重要な教育活動である。
- (3) 学校の教育活動として、保護者及び育成会組織、社会人コーチと学校が一体となる「学校地域融合型部活動」とする。
- (4) 飛騨市教育委員会の指導の下、外部社会人指導者（社会人コーチ）を委嘱すると共に研修会などを開催し、お互いに基本方針の具現に努める。
- (5) 生徒には、地域の一員である自覚を高め、地域行事や伝統行事に積極的に参加・貢献できるようにする。

## 2 指導目標

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 継続の尊さを体験させる。</li><li>(2) 仲間の大切さを感じ取らせる。</li><li>(3) 謙虚な姿勢を身につけさせる。</li><li>(4) 主体性を育てる。</li></ol> |
|---|

- (1) 継続の尊さを体験させることについて（3年間粘り強く取り組むこと）
  - ① 基礎基本に根気強く取り組むことができる。
  - ② 3年間やり続け、どんな立場であってもやりきってよかったという感慨を持たせる。
  - ③ ひとつの個性として自分を磨く場とする。
- (2) 仲間の大切さを感じ取らせることについて（健全な縦割り集団をつくること）
  - ① 後輩に頼られるような先輩の姿を作り出す。
  - ② 正選手や補欠など立場は違っても一緒に取り組む仲間としての意識ができる。
- (3) 謙虚な姿勢を身につけさせることについて（学ぶ姿勢を作り上げること）
  - ① マナーや礼儀を大切にしながら取り組む。
  - ② あいさつや話を聴く姿勢を大切にする。
  - ③ 施設や用具を大切に「させていただいている」という感謝の心を大切にする。
- (4) 主体性を育てることについて（目標設定と具体的に自ら取り組むこと）
  - ① 目標の設定の仕方を身につけることができる。
  - ② 目標に対してその達成のための取り組み方を身につけることができる。
  - ③ 目標をあきらめないで取り組むことができる。

## 3 指導の重点

- (1) 練習開始、終了の時刻を守る。（徹底する）
  - ・ 16時05分の開始時刻を守ることは、授業に遅れない、掃除を時間いっぱい取り組む、15時45分からの終わりの会を時間通りに始めることと同じように大切なこととして、決められた時間を精一杯使うことを考えたい。そのためにも担任、顧問が互いの立場を理解し合い、同じ気持ち、意識で、取り組む。時としてどうしても放課後に時間が必要な場合は互いの連携をしっかりとる。（生徒が犠牲にならないように）
- (2) 施設を大切にする。
  - ・ 学校近隣には、体育・文化施設があり、活動環境に恵まれている。しかし、日々当たり前のように使用していると、使うのが当然のように思えてくることもある。常に使わせていただいているという感謝の気持ちを、指導者、生徒共に持つこと

が必要である。管理をきちんとし、月行事に位置づけ、月一度は活動場所や施設の清掃を行う。

(3) けじめのある行動をとる。

- ・通学路、服装、安全指導、ヘルメット、自転車の乗り方などの指導を必ずする。自転車通学許可者でないものが、休日や夏季休業日などに学校外の施設で活動する場合、「自転車許可申請書」を部活主任に提出し、学校長に許可を得る。
- ・部活動も授業と同じ扱いなので特に土曜、日曜の活動は気持ちが緩むことがあるが、お菓子やジュースを持ってくることがないようにする。
- ・平日は特別なことがない限り教室に戻らない。そのため活動場所に鞆等帰宅に必要なものは持っていく。

#### 4 活動等について

(1) 部活動一覧（部活動育成会長名簿参照）

① 常設置する部

- ・運動部：卓球、柔道、サッカー、ソフトボール、女子バレー、男子バスケ  
女子バスケ、剣道、軟式野球、陸上競技、男子テニス、女子テニス
- ・文化部：吹奏楽、合唱、美術、情報発信

② 臨時設置する部（希望者）

- ・運動部：駅伝（9月～11月）、スキー（11月～3月）

③ 新設、休廃部、復帰については、「部活動創部、廃部に関する規約」に基づいて行う。

(2) 所属について

① 生徒

- ・全員加入を原則とする。ただし、目的をもって学校外のクラブ活動に取り組む生徒については、学校の部活動に加入しなくてよい。この場合、保護者から学校長に申し出て退部届または不加入届を提出する。

- ・3年間継続することを原則とする。

- ・夏の中体連大会以降、駅伝部（9～11月）、スキー部（11～3月）として希望者は活動できる。但し、新人戦等の大会がある場合は調整する。

- ・1年生については部活動説明会を行い、仮登録、本登録と進める。

- ・2、3年生は毎年本登録する。

② 職員

- ・顧問は学校長が任命する。

③ その他

- ・状況に応じて社会人コーチを依頼する。社会人コーチについては技術指導ができることその他、本校の指導目標や指導重点を理解してくれる方とする。

- ・社会人コーチについては、顧問と育成会とで相談し学校長が認めた方とする。

- ・社会人コーチは、飛騨市教育長から委嘱を受け研修等にも参加を依頼される。

- ・部活動指導員を配置する場合は、市町村教育委員会が地方公務員である非常勤職員として任用し、学校長の指導のもとで勤務することができる。

(3) 活動の約束

① 放課後の活動について

- ・部活動には、顧問がつくことを原則とする。

- ・平日は毎週月、木曜日を原則休みとする。（平日は少なくとも2日以上の日休）

- ・平日の部活動の終了時刻は以下のとおりとする。  
4月（17：30）                      5月～7月（18：00）  
8月～9月（17：30）              10月（17：00）  
11月～2月（16：30）      3月（17：00）
- ・日曜日などスクールバスが運行されない時は、寺地、笹ヶ洞、黒内、信包、谷、野口、戸市、末真、大野、上町地区の生徒は自転車通学の許可を受けることができる。

## ②延長部活について

- ・大会2週間前から特別に延長を認める。実施については「延長部活申請書」を部活主任に申し出て、学校長の許可を得て行うことができる。その際、育成会と連絡が取れていて下校についての責任体制がとれること。
- ・延長部活について認めるとあるが、あくまでも特例であることを、指導者、生徒、育成会が認識する。生徒、育成会、指導者の三者が大会に向けての目標達成に向けて、時間が必要などきに行うものである。特別に延長することを認める大会は、春季、中体連、新人戦を原則とする。テスト期間や行事など特別の場合は認めない。また、約束が守れなかったり学校生活がいい加減な状況であったりする場合については認めない。
- ・前期は最長18時30分までとする。後期は最長17時30分までとする。特に後期の下校については暗い中をひとりで帰宅することがないように育成会と連絡し合って体制を整える。

## ③その他

- ・月曜日・木曜日、また、学校行事等の関係で活動なしの日に特別の事情があつて（試合が2週間後にある場合、また、なかなか指導していただけない方にきってもらえる場合など）活動したい場合は部活主任に申し出て、学校長の許可を得て行うことができる。
- ・朝の活動については行わない。ただし、個人で行う活動については規制しない。それは7時30分以降とする。
- ・生徒の目指す目標や意欲と顧問の目標や手だての中で生徒の主体性を伸ばすという事を大切にしたいと考える。しかしながら、何でもやっていいというのではなく、必要であること、生徒の精神面、身体面を十分に考慮する。

## ④ 休日の活動について

- ・土日（以下「週末」という）の活動については、第3日曜日（家庭の日）を含め、原則として月に4日間は実施しない。週末については各部育成会で計画する。（顧問と育成会で相談して決める）また、週末に大会や遠征が入った場合は、休養日を他の日に振り替える。※その場合は、参加する理由を部活主任に申し出て、学校長の許可を得る。
- ・校外に出て試合や練習がある場合は、「校外活動届」を提出する。
- ・長期休業の休日は、原則として部活動を行わない。

## ⑤ 計画書と活動なしの日について

- ・前月の25日までに実施計画書を部活主任まで提出する。（A4で統一）
- ・中間テスト3日前から、期末テスト5日前からは部活動中止とする。
- ・その他活動なしの日は次のとおりとする。

「休日の練習や試合で指導者が不在の時。」 「全職員が出張の時。」

⑥ 使用施設の定期清掃について

- ・ 月一回の部活動清掃を行う。使用施設以外の清掃場所は次のとおり。
- ・ サッカー部…校舎裏倉庫
- ・ 陸上部…地下倉庫
- ・ 野球部、男女ソフトテニス部…テニス部横トイレ

⑦ 戸締りについて

- ・ 生徒玄関の施錠は日直が責任をもつ。その後生徒は職員玄関を使用。
- ・ 休日、生徒玄関は施錠し、職員玄関を利用し、その施錠は、顧問が責任をもつ。
- ・ 体育館やトレセンは活動した部の顧問が責任をもつ。
- ・ 部室、部倉庫の鍵は各顧問で管理する。
- ・ アリーナ、武道場の鍵及び照明の鍵は職員室で管理する。
- ・ 使用した教室等の後かたづけについては、部活動顧問で責任をもつ。特に休日の部活動については注意する。
- ・ テニス部横トイレは、冬季、鍵をかける。
- ・ 社会体育で使用する場合は、学校から鍵を持ち出さない。

⑧ 体育館の履物について

- ・ アリーナ内、武道場内は体育館シューズに履き替える。
- ・ トレセンへは体育館シューズを持って移動する。

⑨ 自転車通学の特別許可について

- ・ 顧問が必要と認めた生徒に限り生徒指導部で許可する。
- ・ 許可生徒の条件は次のとおりとする。
  - \* 正規の自転車通学生徒\* 特別許可による自転車通学生徒。特別許可証を担当者より受け取る。
  - \* 各自転車店等で自転車点検を受ける。

⑩ 活動に必要な用具等の購入について

- ・ 練習の服装は、原則として学校ジャージとする。
- ・ 用具等は、事前に保護者に連絡をし、各自が迷うことなく購入できるように配慮する。また高価なものを勝手に購入することのないように指示、計画する。
  - ※ 各部で練習に使用する用具等については育成会と十分に連携をとり購入使用する。

⑪ 傷害保険の加入について

- ・ 日本スポーツ振興センターの給付金制度があるが、適用されない場合もあるので各部ごとに傷害保険に加入することが望ましい。

⑫ その他

- ・ 遠征や用具の購入等の負担を十分に考え、育成会との連携理解のもとで行う。
- ・ 子供会等地域の行事には積極的に参加させる。